

千葉県議会 議会棟の喫煙専用室視察報告書

作成：タバコ問題を考える会・千葉（TMKC）

2020年12月

【はじめに】

2020年4月の健康増進法改正により「公共の場における受動喫煙対策」が定められ、行政機関は特に配慮が必要な「第1種」とされ屋内禁煙となった。一方で立法機関である議会については行政機関に比べて規制が緩い「第2種」に区分けされているため建物内に喫煙所を設置できる状況にあり、対応は各議会に任されているのが現状であった。群馬県議会や宮城県議会などが2020年3月に喫煙所を撤廃して4月より建物内を禁煙とした一方で、北海道議会では喫煙所の設置について様々な議論がなされ、健康増進法の理念に反する建物内への喫煙所設置の問題点について各種メディアで大々的に報道された。

そのような中2020年6月25日の毎日新聞朝刊において、2019年度内に千葉県庁の議会棟に302万5千円の費用をかけて喫煙室が新設（既存の喫煙所は改修）した事が報道された。

社会の受動喫煙対策が進む中で議会での議論を経ずに喫煙室が設置・改修された事を受けて、タバコ問題を考える会・千葉では2020年7月に千葉県議会の議会事務局を訪問して設置の経緯、運営状況について視察を行ったので報告する。

また、併せて千葉県議会議員の喫煙率について調査を実施したため、結果を報告する。

【視察日】2020年7月8日（水）

【視察場所】千葉県議会議会棟にある喫煙専用室3か所

【視察者】タバコ問題を考える会・千葉会員2名

【対応者】千葉県議会議会事務局職員

【視察内容】

1、喫煙専用室の設置費用について

喫煙専用室の設置費用は1階に新設した喫煙専用室と6階にあった2か所の喫煙室の改修の合計で302万5千円となり、内訳は喫煙専用室新設費259万6000円が、6階2か所の改修工事費42万9000円である事を確認した。

2、1階ロビーに新設された喫煙専用室について

1) 設置場所について

議会棟正面玄関入ったすぐ前の非常に目立つ位置に喫煙室が設置されている（既製の喫煙ユニット設置で、煙は屋外にダクトで排気）

2) 喫煙室の利用方法について

今回新設された喫煙室は「傍聴のために来られる人や議員など議会棟に用があって来られる多数の者が利用するため」に新設されたと言うことである。議会傍聴者が喫煙する場合は、8階の傍聴室から退席し、1階で預けてある荷物を受けとりタバコを取り出し、傍聴者用の玄関からいったん屋外に出て、議会棟正面玄関から再度議会棟に入り、ロビーに設置された喫煙室を利用しなければならない極めて不合理な状況である（再入館時に警備員による体温測定を受け、入館記録を記載）。喫煙専用室利用後は逆の経路で戻る事となる。

3) 喫煙室設置場所の問題点について

1階のロビーは来館者用の椅子・テーブルが配置され、喫煙室からは近距離にある。厚生労働省の基準を満たした喫煙室ではあるが、喫煙室利用者の出入りなどにより喫煙室内の空気が外に漏れ、周囲に受動喫煙被害を引き起こす可能性がある。

4) 喫煙室の利用状況について

喫煙室を私達が視察に行った時は、議会は閉会中であつたにもかかわらず、約20分間の喫煙所利用者は13名で、県庁訪問者2名と警備員1名のほか、10名は名札の形と経路から県庁職員と思われた。

5) 喫煙専用室の写真



3、6階の喫煙室について

1) 議会棟6階にある喫煙室A

- (1) 以前からある喫煙室で、広さは約25㎡。窓側の天井に排気口2口あり（今年2月に排気風量を増やすために1台増やし入口の風量を0,26/sに改修）
- (2) 喫煙室内にソファ8台と小椅子4台設置した、応接室風の設備に、スタンド灰皿が7-8個。
- (3) 同じ控え室内の、多くの職員・議員が執務するスペースとは大きなガラス窓を多用した壁で仕切られている。建物の外壁と仕切り壁との角度は90。この仕切り壁の、建物外壁に近い部分と、廊下に近い部分の2箇所に入出口があり、各出入口にガラリがついた観音開き扉がある（写真参照）。いわゆるメイクアップエアが入って、排気口に向かってタバコ煙が流れていく気流が一直線になっていない。
- (4) 控室には自民党会派職員の執務用の机や、喫煙しない議員の執務机があり、喫煙室から漏れるタバコ煙による受動喫煙被害が起きる可能性がある。
- (5) 天井、壁のクロスはおそらくタバコ煙が付着したことによるものと思われる変色が見られた。
- (6) 写真（控え室執務スペースより見た、廊下側出入口と仕切り壁と喫煙室内部）



2) 議会棟6階にある喫煙室B（自販機コーナー奥）について

- (1) 以前から設置されている。自民党会派以外の議員の喫煙場所になっている
- (2) 廊下から入ったところに前室があり、飲み物用の自動販売機が設置されている
- (3) その奥の突き当りの、ドアを開けると、広さ約15㎡の喫煙室がある。入室する前に自動販売機付近ですでにタバコ煙の臭気が強く感じられた。
- (4) 喫煙室のドアは、小さなガラリがついた半間サイズの開き戸が1つある。
- (5) 窓側の天井に既存の排気口1口、窓に2月に追加改修した家庭用換気扇1台。風量は0,3/s
- (6) 天井、壁のクロスは茶黄色に強く変色が見られ（おそらくタバコ煙が付着したと思われる）。悪臭と化学物質によると思われる刺激臭のため気分が悪くなる状況であった

【千葉県議会棟の喫煙室の問題点（要点）】

- 1、県議会棟内に喫煙室を設置することは、WHO のタバコ規制枠組条約（FCTC）の第 8 条「受動喫煙の防止」に反している。
- 2、県議会棟内に喫煙室を設置することは、改正健康増進法における理念「公共の場の受動喫煙防止」に反している。
- 3、議会棟 1 階の喫煙室は、傍聴者のために設置されたとのこと（正式に文書で確認していない）だが、傍聴者のための設置は法的に疑問あり、議会閉会中も使用していること、傍聴者が利用することは物理的に困難であること。傍聴者利用の記録がない（使用記録がない）こと、実際は行政職員の利用（それも順番待ちでの利用）が多いこと、など、設置理由に疑問が多い。維持費も含め税金の無駄遣いの懸念もある。
- 4、6 階の自民党会派議員用の喫煙室は控室内にあり、排気風量不足や構造上の問題から喫煙室外へのタバコ煙の漏洩が懸念される。その結果、控室内で執務する他の議員、職員への受動喫煙被害が心配され、正確な調査が必要と思われる。
- 5、6 階の自民党控室内喫煙所ならびに、多会派が共同利用する自販機コーナー奥の喫煙所でも、県会議員が喫煙に利用すると思われる。使用定員の明示が無かったが、室外にタバコ煙が逸出しないとしても、利用人数によっては喫煙室内の環境タバコ煙濃度が上昇し、県民の生活を預かる“喫煙する県会議員”の健康への悪影響が懸念される。
- 6、三次喫煙（サードハンドスモーク）による他の議員、職員への受動喫煙被害が懸念される。
※三次喫煙とは：たばこは、煙が消えた後でも成分がその場に残り、有害物質を放出し続け、健康被害を引き起こすことがあります。これをサードハンド・スモーク（残留受動喫煙・三次喫煙）と言います。喫煙後の部屋の壁やカーペット、喫煙者の衣服や髪の毛などからは、目に見えない有害成分が放出されています。たとえば、喫煙室から戻ってきた人からたばこの臭いがしますが、これだけでもサードハンド・スモークの被害を受けていると言えます。
- 7、新型コロナウイルス感染症について、複数の自治体においてたばこを吸うためにマスクを外す喫煙所で感染が広がった事例が報告されている。3 か所の喫煙室の運用を継続する事による新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される。

【まとめ・タバコ問題を考える会・千葉の今後の活動予定】

今回の千葉県議会の議会棟の喫煙専用室の視察により新設された喫煙専用室が本来の目的通り運用されていないこと、3 か所の喫煙専用室において受動喫煙被害が発生する恐れがあることが分かりました。今回の視察を受けてタバコ問題を考える会・千葉では、議会棟にある 3 か所の喫煙専用室の廃止と敷地内禁煙を求める要望書を 7 月に千葉県議会議長に提出致しました。

また、千葉県議会議員全員を対象に喫煙率調査を実施し、結果をホームページ上で公開致しました。

喫煙室の設置・運用については、これまでの受動喫煙被害の問題に加え、喫煙室における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の問題が生じています。今後もタバコ問題を考える会・千葉では千葉県議会の議会棟の喫煙室閉鎖のため活動を続けていく予定です。